

令和5年6月第4回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 令和5年6月22日（木）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議 事 班 主 任 村 田 茉 莉
議 事 班 主 事 補 吉 村 涼 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	まちづくり推進課長 福 留 裕 治
財産管理課長 戎 井 健	税 務 課 長 西 村 城 人
市 民 課 長 小 松 達 也	こども子育て支援課長 辻 さおり
保健介護課長 正 木 亜 弥	人権啓発課長 田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長 山 崎 桂	建設土木課長 川 崎 州
観光ジオパーク推進課長 大 西 亨	防災対策課長 西 岡 佳 久
健康医療政策課長 松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長 上 松 富士樹
福祉事務所長 森 岡 光	教 育 長 百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長 山 本 康 二	生涯学習課長 和 田 美紗子
水道局長 中 屋 秀 志	消 防 長 多 田 周 平
監査委員事務局長 江 口 祐 介	

7. 議事日程

日程第1 議案第2号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第2 議案第3号 室戸市火災予防条例の一部改正について

日程第3 議案第4号 令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第5号 令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第6号 令和5年度吉良川サブセンター及び佐喜浜サブセンター施設通信系更新工事請負契約の締結について

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 請願第1号 企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第7まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（町田又一君） ただいまから大綱質疑を行います。

質疑に際しましては、ページ、款、項、目を御指摘の上、御質疑をお願いします。

なお、自己の意見の多い質疑や議題外にわたる質疑については、御注意をお願いします。

日程第1、議案第2号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時2分 休憩

午前10時4分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第2、議案第3号室戸市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。多田消防長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓君の質疑を許可いたします。

○11番（山本賢誓君） 11番山本。本案に関して何点か質疑をやらさせていただきます。

まず、14ページの2款6目の12節の委託料です。この中でA I 講習委託料ということで、市民に理解をいただくために講習、講座を行うということですが、これは市内何か所ぐらいで、どういうふうな方々を対象にするのか教えてください。

それから、次のページで13目の防災対策費の中の21節補償補填及び賠償金、これは説明では3件と言われましたけれども、その1件ごとの金額の内容と、それからここは地質は砂地であるということで、それほど離れたところへ振動が伝わって被害を及ぼすというようなことはあまり考えられませんが、その一件一件が新しく造った施設からどれぐらいずつ距離が離れているのか。それと、その一件一件の被害の内容ですよね。床が割れたとか土間が割れたとかブロック塀にひびがいったとか、それを1件ごとに教えてもらいたいと思います。

それから、17ページで4目老人福祉費で14節工事請負費933万8,000円、これは老人憩の家の解体工事費でそれだけで933万8,000円ですが、この工事費の内訳ですよね。例えば解体に幾ら、それから搬出に幾ら、それから産廃処理費用に幾ら、それを教えてもらいたいと思います。

それと、21ページの6款3目12節の委託料で、むろと海の学校ろ過システム導入委託料、これが600万円計上されていますけれども、これって事業費っていうのは大体どれぐらいと想定できるのか、答えられるのだったらよろしく願いいたします。

以上で1回目を終わらせていただきます。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。福留まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（福留裕治君） 山本議員の御質疑にお答えします。

A I 講習委託料の何か所で開催し、どういった方を対象としているのかという御質疑やった

と思います。

今回の事業に関しましては、今年度1回1会場で予定しております。また、今回の講習は、AIの基本的なことを勉強することと併せまして、近年のChatGPTとか、そういったことを利活用できるように市民の方を対象に開催するものでして、お手持ちのスマートフォンをお持ちの方を最低限対象として、本来であればパソコン操作が必要となってくるような研修となっておりますので、パソコンを持ってきてくれる方がなおよしというふうな形で募集をしまして、開催しようというふうに考えております。

(発言する者あり)

○まちづくり推進課長(福留裕治君)(続) 今、会場を検討中ですが、市役所の本会議、もしくはやすらぎの広い会場で開催したいというふうに……。

(発言する者あり)

○まちづくり推進課長(福留裕治君)(続) 一応、パソコンをお持ちの方とかを求めますので、50人から100人規模ぐらいで開催できればなというふうに思っております。説明は以上となります。

○議長(町田又一君) 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君) 山本議員の御質疑にお答えいたします。

21ページの6款1項3目委託料、むろと海の学校ろ過システムの600万円の内容につきましてですが、材料費が全て600万円になってます。1トン水槽をろ過槽に考えて20個ぐらい、あとポンプですとか配管、バルブ、そういったものの費用で600万円を想定していて、設置にかかる費用とかはもう無償でやっていただくということを考えております。以上でございます。

○議長(町田又一君) 正木保健介護課長。

○保健介護課長(正木亜弥君) 山本議員さんに、吉良川老人憩の家の取り壊しの内容はどのようなかという御質疑にお答えさせていただきます。

内容といたしましては、直接工事費のほうがおおよそ620万円ほどで、そのうち処分費のほう130万円ほどということになっております。それから、共通費のほうで共通仮設費、それから現場の管理費、一般管理費等の内容になっております。以上でございます。

(発言する者あり)

○保健介護課長(正木亜弥君)(続) 直接……。

(発言する者あり)

○保健介護課長(正木亜弥君)(続) 直接工事費の中に処分料が含まれております。

○議長(町田又一君) 西岡防災対策課長。

○防災対策課長(西岡佳久君) 山本議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、その3件でということですが、まず1件が、主に床のきしみにより床の張り替えなどの補修が必要となったところがありまして、そちらが金額が62万5,737円。もう一つが、土間

にクラックが入ったことによる、その補修が必要となったことです。そちらが12万7,678円。それともう一件が、電波障害でテレビのアンテナの交換が必要になったところがありまして、そちらが4万2,500円です。

どれぐらい周囲から離れてるかということですが、基本的には3件とも本当にタワーの周辺、すぐ近くということにはなりません。以上です。

○議長（町田又一君） 山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 2回目の質疑をさせていただきます。

1点だけで、15ページの今、西岡防災対策課長から説明のあった分ですけれども、この工事の損害補償というのは大体がなかなか因果関係がはっきりしない。今までもほとんどが、全部じゃないですよ、ほとんどがグレーな決着をしてきちゅうという部分がずっと過去の例で見られるがですけれども、この床のきしみという部分が、どういうふうな因果関係ではっきりして60万円ということになったのかという判断は、どうやってされたのか。ほかは、クラックとか電波障害は、これらもようわからんがですけど、床のきしみでどういうふうに判断をして62万円を補償しなくてはならないのかという因果関係をもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。西岡防災対策課長。

○防災対策課長（西岡佳久君） 山本議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

どういうふうに判断をしたかという御指摘だと思いますが、まず工事の始まる前に事前に調査をしております。そのときに写真であったりとか、現地の状況確認を当然しておりますので、工事終了後に事後と事前とどういうふうに変ったかというのを現場が判断して、今回、振動により床に隙間ができたことで床のフローリングだったりの張り替えが必要とはなっているんですけども、主にそこだけ、ほかにもたくさんありまして、全体的に主に一番の補償内容が大きいところがその床でして、ほかの部分も結構、振動により補修が必要となった箇所がたくさんございますので、主なところを床の張り替えということで言わせていただいております。事前と事後の写真であったりとか現場の状況を総合的に判断して、これがそのタワーの建設に伴う原因でそうなったであろうということで判断をしております。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。小椋利廣君の質疑を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。何点か聞きたいと思います。

まず、21ページの2目商工振興費、これ創業・事業承継支援事業費補助金600万円ということやけど、これ3件分追加をして、市内で創業しゅううちで三津の事業者がこれに該当するというようなことやったと思うけど、詳しいにもうちょっと説明をしてもらいたいと思います。あまり詳しく分からなかったきん、もう一度お聞きをしたいと思います。

それから、22ページの18節の負担金補助及び交付金の1,022万2,000円の、この3項目にあるわけやけど、ひがしこうち誘客促進キャンペーン東部観光クーポンとか、それから土佐備長

炭とか国のエネルギー価格の高騰に伴う145万2,000円とかいろいろ3項目あったわけやけど、これをもうちょっと詳しく説明をしてもらいたいと思います。

それから、24ページの9款の4目人権教育費の中で、12節の委託料106万4,000円、吉良川教育集会所解体工事設計委託料106万4,000円、これ吉良川の教育集会所の解体工事設計委託料やけど、106万4,000円の設計委託料の根拠というのはどこにあるのやろ。ぱっと見た感じ非常に高いというふうに感じるわけよ。これ例えば、この市役所の中にも建築設計の許可を持った者があって、教育集会所のこんな工事の解体設計をするのやったら、委託料こんな106万円もかけいでも、ぱっと出てくるがやないかなというふうには感じちゅうがやけど、この付近をもう少し詳しく、どうして106万4,000円になったのかを詳しくお聞きをしたいと思います。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 小椋議員の御質疑にお答えをいたします。

6款1項2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金の中の創業・事業承継支援事業費補助金の600万円の中で、今年度の申込みをいただいておりますもの1件につきまして、三津地区で民宿を開業されるということで私が御説明させていただきましたが、その詳細をとということでしたのでお答えをさせていただきます。

今回、今年度になって申請をいただいております方は、室戸市室戸岬町にお住まいの方でございますが、室戸市の三津地区におきまして民宿を計画しておられるという方で、この方は外国から室戸市のほうに移住をしていただきまして、室戸市の民家を買取りをして、そこに移住をしていただいている方でございます。児童向けの書籍を創作しておったりとか、子供向けの本を創作していたりとか、パートナーの方はイギリスの方で画家をされているという方ございまして、非常に室戸のことを気に入っていただきまして、海外から移住をしていただいております。

そこで、海外の方にも室戸のことを発信したいということで、SNSなどを活用してどんどん発信していきたい、また室戸の子供たちにも語学のことも教えたいというような、そういったことも考えてくださっております。主な事業内容としましては、先ほど申し上げました外国の方や旅行者の方を宿泊できるような民泊施設を計画しております。以上です。

○議長（町田又一君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

22ページの6款1項3目18節の事業の詳細ということですが、まずひがしこうち誘客促進キャンペーンにつきましては、昨年度も実施をしたのですが、宿泊施設で宿泊をすると対象施設で使えるクーポン券が配られるということになっております。東部観光協議会での総事業予算を3,000万円を見込んでおりまして、その室戸市負担分がこの金額ということになっており

ます。

次に、2点目の観光コンテンツの事業ですが、こちらは観光庁のインバウンドの地方誘客等の事業に事業者が応募して、先日採択をされました。観光庁の補助金以外の金額を市の補助金で支出をするという金額が154万3,000円となっております。メニューとしましては、土佐備長炭を活用した旅行商品をつくっていかうということで、内容としてはモニターツアーとかコンテンツの創造の費用となっております。

(発言する者あり)

○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君)(続) はい、作成ですね。

3点目の公衆浴場等の支援金ですが、こちらは昨年度も支援をさせていただきました公衆浴場が、燃油の高騰により公衆浴場の経営が厳しいということで、公衆浴場法の許可を取った事業所に対して補助を昨年同様するものであります。以上でございます。

○議長(町田又一君) 和田生涯学習課長。

○生涯学習課長(和田美紗子君) 小椋議員さんの質疑にお答えいたします。

吉良川集会所解体工事に係る設計委託業務の内容ですけれども、一般業務としまして現地調査、建築意匠図の作成、積算業務といたしまして数量計算書作成、内訳書作成、そのほかで諸経費、技術経費となっております。以上であります。

○議長(町田又一君) 小椋利廣君の2回目の質疑を許可いたします。小椋利廣君。

○9番(小椋利廣君) 9番小椋。もう一回若干聞きたいと思います。

先ほど山崎課長から商工振興費の中で、三津で民宿をやる中で、外国人の方が民宿をやって、そして室戸市の中にも外国語の研修もやりたいという話やったと思うんですけど、この民宿を経営するという人は、大体何歳ぐらいの人やろう。ともに、もうここで民宿始まっちゃうのかどうか、そういうことも若干と聞きたいと思います。

それから、観光費の18節の負担金補助及び交付金の中で、先ほど観光コンテンツ造成支援事業、公衆浴場というふうに課長が言われよったと思うけど、この公衆浴場というのは室戸市の中でどこを差しちゅうのか、もう一度聞きたいと思います。

それと、さっきの人権教育の中の解体設計委託料で、現地調査とか意匠とか積算とかこういうふうに言われよったけど、106万4,000円の中身がこういうふうに分かれちゅうがやと思うんがやけど、現地調査とか意匠とか積算とか、もう少し細かく分かるようやったら、これを聞きたいなど。現地調査には幾ら、意匠の設計には幾ら、積算の設計には幾らというふうに聞きたいと思います。それで合計106万4,000円になるのか。これほんまに何でもかんでも委託料を出すやなしに、この庁舎の中でこういう資格を持った者がおったら、これら設計、取り壊しの委託料できるがやないかというふうにわしはずっと思いゆうところがあるわけよ。何でも全部設計委託料、全部かけゆう。なるだけ経費の節減をしていくためには、この庁内でできるものはやらないかんのやぞ。昔は全部そうやったがやきなんせ。設計委託料はあまりなかったが



やきん。今は何でも全部設計委託料をかけゆうわけ。こういうものも、この庁内でできることがあったら、庁内でやらないかんと思うわけよ。そこらあたりを市長、市長、その辺をもうちょっと詳しく言うてくださいや、説明を。何で全部を設計委託をやらないかんのかと。そりゃあ難しいものもあるやろ、それはやらないかん。しかし、できることはあると思うがよ。そこらあたりを市長がもっと指導力をもって、かっちり、これは設計委託料をかけいでもできるやないかと、庁内の中で、そういうことを指導していくのが市長やないかというふうにわしは思う。市長の答弁を求めます。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 小椋議員の2回目の御質疑にお答えをいたします。

先ほどの6款1項2目の補助金の関係ですけれども、年齢ですけれども、54歳の方でいらっしゃいます。それから、事業のほうは今もう始まっているのかという御質疑でしたが、今年の4月に申請をいただいております、今現在、施設の改修工事なんかをやっていると思いますので、それが終わりましたら事業がスタートするものだと思います。現時点ではまだ始まっておりません。

○議長（町田又一君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

22ページの6款1項3目負担金補助及び交付金の一番下、公衆浴場の支援金について対象者ですが、公衆浴場の許可を取っているのが市内では2社ありまして、シレストむろとホテルあけのほし、今回はホテルあけのほしが対象となります。以上です。

○議長（町田又一君） 植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

12節の委託料に関して、吉良川教育集会所解体工事設計にちなんでの御質疑でありましたけれども、職員間で設計委託をしなくてもできないかという御指摘かと思いますが、御案内のとおり、土木事業では主に職員が対応してはいますが、建築に当たっては、解体するときの入札時にいろんな設計委託をして必要な書類を整備させているようございまして、建築のほうについてはうちのほうの職員対応は今はできていないという状況のようございまして、以上でございます。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため11時45分まで休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第4、議案第5号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。正木保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第5、議案第6号令和5年度吉良川サブセンター及び佐喜浜サブセンター施設通信系更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。戎井財産管理課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。河本竜二君。

○3番（河本竜二君） 3番河本竜二です。ちょっとお伺いをいたします。

この入札で、入札保証金を入れてなかったのが失格になっておられると思うんですけども、入れてない場合は、1者ということにみなされるということはないんですか。これ入札前に入れるわけですね。入れてないということは、これ入札になるんですか。

そののと、もう一つは、この通信系工事内容、工事の内容と、あと吉良川サブセンターと佐喜浜サブセンター、場所はどこにあるのかをお聞きをいたします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。福留まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（福留裕治君） 河本議員の御質疑の中の工事内容と施工場所について、私のほうからお答えいたします。

まず、吉良川サブセンターは吉良川公民館の2階に設置してあります。佐喜浜サブセンターにつきましては、佐喜浜改善センターの2階に設けております。

また、工事内容ですけれども、それぞれサブセンターにあります通信機器ですが、インターネットサービスを提供するために必要な機器であります。平成23年3月に整備して以降、既に10年以上が経過し、機器の交換部品等も製造停止になるなど、修繕では年々対応が困難となっております。今回機器の更新を行うものであります。交換するもの自体はGE-PONと呼ばれるものがありまして、それが1本の光ファイバー回線を複数の加入者で共有させることができる機器、そちらを交換するようになっております。以上です。

○議長（町田又一君） 戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 河本議員の御質疑にお答えいたします。

入札保証金についての御質疑でありましたが、入札保証金につきましては、今回の入札の公告に当たりましては事前に入札保証金を納付することの記載をしておりました。そのことにつきましては、現金による納付につきましては、入札日の前日であります5月22日の月曜日3時までに納付をすることということとしておりました。現金納付以外の納付方法につきましては、入札保証保険証書の提出などによる、その他の現金以外の方法にて入札保証金を担保することということにしておりました。これらのことにつきまして、5月23日の入札当日に入札金額を投函いただく前に入札担当者のほうから荒川電工様のほうに入札保証金の納付につきまして御確認したところ、納付のし忘れをしておることがその時点で確認をされております。こういう状況の中で入札書の金額投函はされますかという確認をしたところ、投函する御意志がありましたので投函はいただいておりますが、結果としましては、入札保証金の納付には至っておりませんので、失格の入札の扱いになりますということで、今回は入札をいただいているような状況であります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 河本竜二君の2回目の質疑を許可いたします。河本竜二君。

○3番（河本竜二君） もう一回お聞きをいたします。

入ってなかったということは、現実1者ということになるかと思えますけれども、その現実1者の中で契約とかそういうことができるのか、落札入札ができるのか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 河本議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

入札業者が1者であっても、その入札は成立するのかといったような趣旨の御質疑であったかと思えます。

今回の入札方式につきましては、一般競争入札におきまして実施をしております。一般入札におきましては、入札の参加要件を満たす者であれば、どの業者も入札に参加することができることから、入札公告を公開した時点で競争性が働いていると判断されておりますので、結果

として入札参加業者が1者だったとしても、入札が成立することとしていることから、今回、最終的に1者という判断であっても、入札は成立するものとして考えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の質疑を許可します。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。

もう一回聞きたいと思います。入札保証金は前日までに入札保証金を納付してなかったということは、実際、この入札に来たのは四電工さん1者だけになるがやないかなと思う。1者でも入札は完結するということになるわけか。その付近をもう一回聞きたいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

当日の入札参加者につきましては、株式会社四電工高知支店1者のみということになるのではないかという御質疑だったと思いますが、当日の入札参加者としては、荒川電工株式会社様を含めて2者で入札は行うということにしております。ただし、先ほど河本議員の御質疑に御答弁させていただきましたように、荒川電工様につきましては入札する御意志はあるという中ですが、投函された金額が入札の失格要件に当たるというところを事前に了解いただいた中での入札金額の投函ということをしておりますので、参加者はあくまでも2者による入札実施というふうに捉えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の2回目の質疑を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 2回目の質疑を行いたいと思います。

先ほどの課長の答弁では、入札保証金が納付されてなかったけど、2者で入札を行ったと。これ書いちゃあるがけど入札保証金を納付しなかったため失格になったということになっちゃうけど、入札保証金が納入されていないのにどうして入札ができたわけ。これできざったら1者やきん、入札が成立せんろ。どうして2者になったわけよ、これ。よう分からんわけよ。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 小椋議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

小椋議員の御質疑としましては、入札保証金を納めてないのになぜ入札に参加することができたのかという御質疑であったかと思っております。その点につきましては、先ほど河本議員の御質疑にお答えさせていただきましたように、入札保証金の納付はしておりませんので、たとえ入札されたとしても失格要件に該当しますよってということの御説明を加えた中で、荒川電工様としては入札をすることの御意志を持ってましたので、入札という形は取ってます。

最終的に1者ということになった場合ということもお聞きをしておりますけど、これも先ほど河本議員の御質疑にお答えしたように、今回の一般競争入札につきましては1者であっても入札が成立するものとしておりますので、今回の入札は不落等ではなく、入札は成立しておるとい

うふうに理解しております。以上でございます。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 小椋利廣君の3回目の質疑を許可いたします。小椋利廣君。

○9番(小椋利廣君) よう分からんわけよ。入札保証金を払ってなかったきん、要は入札はできんと僕は思うわけよ。それが、荒川電工さんは入札保証金は納入はしてないけど、入札をする意志はあったということで、それで入札をしたと、課長はこう言うわけよね。けど、入札保証金を払うてなかったら、入札する意志があったとしてもどうやっても入札はできんがやない。よう分からんわけよ。それがほんで、例えば1者になったとしたら、わしは入札が成立するかなと思うがやけど。よう分からんわけよ。もう一回。

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。黒岩副市長。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 静粛に。

○副市長(黒岩道宏君) 小椋議員の御質疑にお答えします。

2点あると思います。まず、1点目の入札保証金を支払っていないのになぜ入札をさせたのかというところですが、現場の雰囲気が分かりませんが……。

(発言する者あり)

○副市長(黒岩道宏君) (続) ここでの入札に来ておられたと、入札保証金が入っていないので失格になりますよというような事前に話をしましたが、どうしても投函したいというようなことで投函をされたということで、その手続がおっしゃられるように当然失格なので……。

(発言する者あり)

○副市長(黒岩道宏君) (続) さすべきではなかったのかなというところは、今後……。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 議席でのやり取りはやめてください。

○副市長(黒岩道宏君) (続) なのでそういうことです。

それと離れて、1者になりましたと、それで入札が成立しているのかということにつきましては、先ほども課長が説明しておりますように、一般競争入札で全ての業者に門戸を開いて、その時点で競争が成立しているわけですので、一般競争入札の場合は1者でも契約ができるということになってますので、そちらのほうは問題ないというふうに考えております。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) ほかに質疑はございませんか。山本賢誓君の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○11番(山本賢誓君) 山本。質疑をさせてもらいます。

今、財産管理課長と副市長が同じことを答弁されたがですけども、常識で考えたら保証金を支払ってないということが入札会場で分かったら、その時点で失格というのが通常の考えです

よね。ただ、そのときに入札の担当者が入札の意志があるから投函をさせたということですけども、その投函したやつをまた開封して金額まで載せるっていうこと自体がどう考えてもおかしいと思うがですよ。

ほんで、例えば、疑うてみれば、保証金の支払いを入札終わった後から気がついたとか、手続のことを、そういうことがあるがやないですか本当は。本当のことを言うてもらいたいがですよ。そうやなかったら、その担当者がその時点で失格ですっていう通知をせないかんがですよ。よね、通常は。市長、そうでしょ。それをさしちゅうということは、何かあって隠そうとしたんか何かと違う。思いようがないやないですか。この質疑に答えてみてください。

○議長（町田又一君） 意見調整のため、10分間休憩いたします。

午後0時8分 休憩

午後0時16分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 貴重なお時間をいただきまして大変申し訳ございませんでした。山本議員の御質疑にお答えいたします。

山本議員のほうからは、入札保証金を納付してない業者のほうに参加をするということについての御質疑があったかと思えます。

まず、入札への参加につきましては、入札参加の要件を満たしておるかどうかっていうのを事前に確認作業を行っておりまして、今回の一般競争入札における荒川電工様の入札要件については、参加条件を満たしておったということで参加をいただいております。その中で、先ほど来、入札保証金を納めてないから、失格が分かっておっただろうということで、当日の入札へ参加させることがなぜできたのかというところになっていると思いますが、入札保証金が入ってないから失格っていうのを、まず入札前に判断する内容がございません。入札参加は認めておりますので、当日の入札には参加ができるということになります。その中で、各業者が投函されました入札書の開封の段階で、入札保証金が納付されてなかったというところで、荒川電工様が入札された金額につきましては失格の入札に当たるということで処理をしておるような状況であります。ですから、事前に納付金が納付されてなかったために失格であり、入札に参加させないというような業務の対応にはなっておりませんので、それで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。

○11番（山本賢誓君） 2回目の質疑を行います。

まず、今もいろいろ声が上がってございましたけれども、契約規則の第9条に契約担当者は一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならないとあるわけですね。この中に入札開封後に後から納めていってどっ

こも書いてないで。どこも書いてないやないですか。それと、現金でなくても何らかの保証書みたいなものを、確認をしちよったがやったら保証書を見せてくださいよ、その荒川電工さんの。持ってきちよったはずやろ。それも、例えば持ってこずに、後から確認でオーケーというがは、第9条にもそういうことは書いてないわけよね。書いてないからどちらでも判断できるということではなくて、私もずっと前から業者にもおったし、入札にも参加したこともあるし、そういうことを初めて聞いた。初めて聞いた。これはほんで何か入札担当者がそういった確認を怠ったのか、後から分かってっというところでしょうが、これは。保証金を持ってこんでも、10者来ても10者のうち9者が保証金持ってなかつても、全部入札に参加させるということになるわね。なるでしょ。その保証金を後から入札投函後っという前に、荒川電工さんにそういう趣旨は伝えたっ言うけれども、そのときに荒川電工さんに投函の意志があったから投函させた。ねえ、そういう答弁よね。それやったら、投函させても開封する必要が何である。それと、この条例説明資料へ荒川電工さんの金額を載せる必要ないじゃないの、全然。失格やき。ほんで金額は載せずに失格っというて、そういう説明をしたら何もこんな難しい話にはならんやないですか。1者だけでできるがやですからね。ほんじゃき、長くなってもいかんですけど、投函した後で確認して、そういうことが許されるっという説明資料を見せてくださいよ。それと、荒川さんが持ってきちよったか持ってきてなかったかという判断も大事よね。荒川さんはどちらで来たがですか、現金か保証書みたいなものか。それを答えてください。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 山本議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

荒川電工株式会社様の入札保証金で、現金納付または保証書の写しのようなものの提出があったのではないかという御質疑であります。荒川電工さんのほうからは現金による納付または証券等の担保を取られた写しの提出はございません。これは提出をされているという事実はございませんので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 山本賢誓君の3回目の質疑を許可いたします。

○11番（山本賢誓君） 3回目の質疑を行います。

答えがなかなか出んかも分かんですけども、同じく第21条に第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する者がする入札は、これは無効とするとありますけれども、(2)の中に、入札に際し不正の行為があった場合とか、それから納付すべき入札保証金を納付していないときまたはこれが不足しているとき、こういった規定もあるがですけども、これをあなた方が言うように投函した後に確認するっというようにしたら、全部がこれ、こんな条例は要らんようになってくる。

はっきりもう一回言いますけれども、投函をして終わった後に保証金とか現金の納付がないということに気がついたがじゃないです。後からまた聞きますけど、このときの入札立会人、

名前を言うてみてください。その方らとまた確認もしなければならぬと思いますけれども、3回しか質疑できませんので、あとは委員会のほうでまた誰かがやってくれると思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 山本議員に3回目の御質疑にお答えいたします。

先ほど、当日入札に立会した職員のことについてお尋ねがありましたが、当日入札に立会した職員としましては、総務課長の濱田課長、まちづくり推進課の中川補佐と中岡班長が当日の入札に立会をしております。入札の担当者としてしましては、当課の財産管理課の田中と武政が入札の担当者ということで、当日の入札を行っております。ほかはよろしいですか。以上でございます。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。田渕人権啓発課長。

説明の間、休憩をいたします。

午後0時28分 休憩

午後0時29分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま質疑を終結いたしました議案第2号から議案第6号まで、以上5件につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたし

ます。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第7、請願第1号企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号につきましては、会議規則第134条第1項の規定により産業厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

委員会審議及び事務整理のため、6月23日から7月2日まで10日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、6月23日から7月2日まで10日間休会することと決しました。

6月23日から7月2日まで10日間休会いたします。

7月3日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後0時32分 散会